

資格要件	免除科目	
	短答式試験	論文式試験
商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方	全部	会計学、経営学
法学教授・准教授／法学博士の学位を取得された方	全部	企業法、民法
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方	—	経済学
司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方／司法試験合格者（令和4年9月30日以前に免除通知書を交付された方）	全部	企業法、民法
旧司法試験第2次試験合格者	全部	旧司法試験第2次試験において受験した科目 （当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学）
税理士となる資格を有する方	財務会計論	租税法
税理士試験の科目（簿記論及び財務諸表論）合格者	財務会計論	—
会計専門職大学院修了者（見込者） ※見込者についての詳細は受験案内をご覧ください。	財務会計論、 管理会計論、 監査論	—
金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した方	財務会計論	—
不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者	—	経済学又は民法
企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	—	会計学
監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	—	監査論
旧公認会計士試験第2次試験合格者のうち旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目のある方	—	旧公認会計士試験第2次試験において免除を受けた科目（当該科目が商法である場合は企業法）
高等試験本試験合格者	全部	高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合は企業法）